

今後の東久留米市立学童保育所の運営方針

令和元年8月

東久留米市

目 次

I. はじめに	1
1. 運営方針の策定について	1
II. 学童保育所の現状について	1
1. 学童保育所とは	1
2. 対象児童	1
3. 施設数及び運営方法	1
4. 開所日時等	2
III. 学童保育所における課題について	3
1. 安定的な事業の継続	3
2. 延長育成	3
IV. 学童保育所における課題への対応について	4
1. 学童保育所における課題への対応	4
V. 今後の学童保育所の運営方針について	4
1. 今後の学童保育所の運営方針	4
VI. スケジュールについて	6
1. スケジュール	6

I. はじめに

1. 運営方針策定について

平成30年11月に庁内プロジェクトチームより、本市における学童保育所と放課後子供教室の運営体制について、事業拡大も踏まえた上での、事業のより効果的・効率的な運営案にかかる市長への報告が行われました。同報告では、学童保育事業における新たな運営案として、安定的な事業の継続性を確保しながら、利用する児童の保護者から求められている延長育成を実施するためには、民間活力の導入が考えられるとしています。この報告を受け、平成31年度施政方針に基づき、この「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」を策定するものです。

II. 学童保育所の現状について

1. 学童保育所とは

学童保育所は、児童福祉法第6条の3第2項に基づき、放課後帰宅しても、保護者の就労等により家庭で育成（監護）が受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。

2. 対象児童

当該年度の4月1日時点の小学1年生～3年生を対象としていましたが、平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」が開始され、小学4年生～6年生にも対象が拡大されました。

現在は、当該年度の4月1日時点の小学1年生～6年生の児童で、学童保育所への入所資格を満たす児童を対象としています。

3. 施設数及び運営方法

学童保育所は市内の全ての市立小学校区ごとに1または2施設ずつ設置されており、合計で20の学童保育所が直営で運営されています。また、学童保育所における育成支援は主に学童保育所の所舎で行っていますが、入所児童数に応じて小学校の特別教室等を借用し育成支援を行っています。

(令和元年5月1日現在)

学区	学童保育所	受け入れ可能児童数（人）	
		所舎	特別教室等
一小	前沢第一学童保育所	70	—
	前沢第二学童保育所	30	

二小	新川第一学童保育所	60	—
	新川第二学童保育所	60	
三小	中央第一学童保育所	50	—
	中央第二学童保育所	50	
五小	南沢第一学童保育所	70	30
	南沢第二学童保育所	30	
六小	金山学童保育所	60	30
七小	滝山第一学童保育所	70	—
	滝山第二学童保育所	40	
九小	くぬぎ第一学童保育所	45	30
	くぬぎ第二学童保育所	45	
十小	柳窪第一学童保育所	50	—
	柳窪第二学童保育所	30	
小山小	小山学童保育所	60	30
神宝小	神宝学童保育所	45	30
南町小	南町学童保育所	70	—
本村小	本村学童保育所	60	—
下里小	下里学童保育所	45	—

4. 開所日時等

学童保育所の開所日時等は以下のとおりです。

○開所日時

(平日／月から金曜日)

- ・登校日

下校時から午後6時まで

- ・学校休業日 (小学校の三季休業期間、学校行事の振替休業日等)

午前8時15分から午後6時まで

(土曜日)

- ・午前8時15分から午後4時15分まで

○休業日

日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日の年末年始および市長が特に必要と認めた日

Ⅲ. 学童保育所における課題について

1. 安定的な事業の継続

本市の学童保育所においては、平成18年度から嘱託員主体による運営を行っており、現在に至っています。本市における学童保育所の職員配置体制は、独自に、児童数15名に対し嘱託員1名を配置して運営を行っています。

学童保育の量の見込みについては、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」において、平成30年度から平成31年度では、ほぼ変わらず推移することを見込んでいましたが、平成31年度の学童保育所の申請児童数は量の見込みを大きく上回っており、当面の間は、現状以上の職員体制が必要となることを見込まれます。

本市では、現在、学童保育所の嘱託員及び臨時職員の採用に向け、広報で周知し、月一回、学童保育所の職員募集採用説明会を実施しています。学童保育所の職員募集説明会では学童保育所の仕事内容を説明するなど採用に繋げられるような取り組みを行っています。

しかしながら、平成31年4月から行っている嘱託員の募集には4月から6月は応募がなく、7月に至って若干の応募がありましたが、採用が困難な状況です。このことは、労働力人口の減少などによる、労働市場におけるいわゆる人手不足の状況や、保育士や教員などの、採用にあたっての資格要件が影響していると思われ、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかということが課題となっています。

2. 延長育成

延長育成については、多摩26市において22市と、多くの自治体で行われている状況です。

学童保育事業の所管課である児童青少年課では、延長育成にかかるニーズを把握するため、学童保育所を利用している児童の保護者にアンケート調査を実施しました（以下「アンケート調査」、調査期間：平成31年4月下旬～令和元年5月中旬）。

同アンケート調査の回答を取りまとめたところ、平日の延長育成が必要との回答が約40%あり、そのうち19時までの延長を希望する回答が最も多く約62%ありました。また、土曜日の延長育成が必要との回答が約37%あり、そのうち18時までの延長を希望する回答が最も多く約49%ありました。この結果を踏まえ、現に、延長育成に対する要望があること、及びニーズの傾向を把握するに至りました。

また、延長育成の実施にあたっては、開所時間の延長に伴い、当然のことながら職員を増やして対応していく必要があります。先述のとおり、嘱託員の採用が困難な現状では、延長育成に対応する人員体制を整えることは難しく、一定のニーズがある延長育成を実施するに至っていないことが課題となっています。

IV. 学童保育所における課題への対応について

1. 学童保育所における課題への対応

今後も労働力不足など、嘱託員の採用をめぐる状況に困難が見込まれるなか、将来に向かって安定的な事業の継続をどのように図るかということ、また、利用者から一定のニーズがある延長育成の実施に至っていないこと、これらのことにどのように対応していくかが課題です。

直営による運営では、採用における応募者が減少傾向にある中で、年度途中や年度末に生じる退職者を補充し、運営体制を保つことが年々難しくなっています。また、延長育成の実施にあたっては、開所時間の延長に伴い、職員を増やして対応していく必要がありますが、嘱託員の採用が困難な状況から、これに対応する人員体制を整えることは難しく、実施に至っていません。

一方、民間活力を導入した場合においては、事業者の持つ多様な人材確保策の中で、様々な任用形態や運営形態などの民間のノウハウが活かされ、人員体制が整えられたうえで安定的な事業の継続及び延長育成の実施が可能となることが見込まれます。また、事業者選定はプロポーザルによる選定を行うことにより、民間による運営のノウハウを活かした様々な企画提案が期待できます。多摩26市においても、17市で指定管理や業務委託などが行われており、民間の力が活用されている状況があります。

これらのことから、安定的な事業の継続をどのように図るかという課題への対応と、利用者から一定のニーズがある延長育成を実施するに至っていないという課題への対応として民間活力の導入が有効な方策と考えます。

V. 今後の学童保育所の運営方針について

1. 今後の学童保育所の運営方針

(1) 学童保育所の運営形態について

学童保育所における課題への対応については、直営による対応では困難であることから、民間活力を導入することによって対応することを目指します。

学童保育所において民間活力を導入するにあたって、包括的な管理運営を委ねる指定管理者制度では、民間活力を導入する学童保育所と、直営の学童保育所において、施設管理や学童保育所費の徴収方法に差異が生じます。一方、業務委託では、学童保育所の施設管理や学童保育所費の徴収などを市が行うため、施設管理や学童保育所費の徴収方法に差異は生じません。

よって、民間活力を導入するにあたっては、当面の間は、施設管理や学童保育所費の徴収方法に差異が生じない業務委託により行うこととします。

(2) 延長育成について

延長育成にかかるアンケート調査の回答を見ると、平日は19時までの希望が約62%と最も多く、土曜日は18時までの希望が約49%と最も多い状況となっています。アンケート調査における要望状況等も考慮し、業務委託する学童保育所では平日は19時まで、土曜日は18時までの延長育成の実現を目指します。なお、直営の学童保育所については、現段階では、延長育成に対応する人員体制を整えることが難しいことから、当面の間は実施せず、これまでと同様の運営を行います。

延長育成にあたっては、この事業拡大に伴い、延長育成料を別途負担していただきます。延長育成料については、他市における実施状況なども考慮した上で金額を定めることとします。

また、アンケート調査の回答を見ると、延長育成料について日額での金額設定を希望する回答が、平日では約57%、土曜日では約54%あり、日額での設定を希望する声が多い状況ですが、月額を希望する回答も、平日では約25%、土曜日では約15%あります。延長育成料の設定にあたっては、このアンケート調査の結果等も考慮し、日額と月額が併用できる仕組みを整えることとします。

(3) 業務委託を実施する学童保育所

現在待機児童が生じている学童保育所においては、待機児童対応を優先することとし、待機児童の生じていない学童保育所を対象に、令和2年4月のスタート時点では、2校で業務委託を導入します。業務委託を導入する学童保育所については、アンケート調査における要望状況等も考慮し、検討していきます。なお、事業者選定にあたっては公募型プロポーザルにより事業者を選定し、3年間の長期継続契約による業務委託の実施を目指します。また、民間活力を導入する学童保育所においては、延長育成というサービスの拡大に伴い、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、支援の単位として、おおむね40人ごとに2人の放課後児童支援員による運営を原則とします。

(4) 放課後児童支援員の資格要件

嘱託員の採用が困難な現状について、幅広い人材の活用の観点から、東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例における、職員の資格要件については、国の基準に合わせて見直しを行っていきます。なお、見直した資格要件については、直営と業務委託の双方の学童保育所の放課後児童支援員に適用されます。

この適用にあたっては、厚生労働省が示す「放課後児童クラブ運営指針」においても、事業内容向上への取り組みについて示されていることから、これに基づいて放課後児童健全育成事業者は適切な職員の育成に努めていくこととなります。

(5) 民間活力導入後の運営方針について

業務委託による運営状況や学童保育所を取り巻く状況を考慮しながら業務委託の拡大等について検討していきます。

Ⅵ. スケジュールについて

1. スケジュール

(1) 令和元年度

7月

- ・「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）」に対するパブリックコメントの実施

8月

- ・「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針（案）」に対するパブリックコメントの実施結果の公表
- ・「今後の東久留米市立学童保育所の運営方針」の決定
- ・「東久留米市立学童保育所の民間活力の導入に係る実施計画」の策定

9月

- ・補正予算要求
- ・関連例規の整理

10月～1月

- ・委託事業者の選定及び委託仕様書の整理

2月～3月

- ・引継ぎの実施

(2) 令和2年度

- ・業務委託開始（令和2年4月）

今後の東久留米市立学童保育所の運営方針

発行年月 令和元年8月

発 行 東久留米市

編 集 東久留米市子ども家庭部児童青少年課

〒203-8555 東京都東久留米市本町3-3-1

電 話：042-470-7735（直）

F A X：042-470-7807

メー ル：jidoseishonen@city.higashikurume.lg.jp